

○建設工事等の入札に係る予定価格の事後公表要領

平成22年 5月26日制定
最終改正 令和 7年 3月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、岩見沢市が発注する建設工事及び建設工事に関する委託業務（以下「工事等」という。）に係る予定価格について、建設工事等の入札に係る予定価格の事前公表事務取扱要領第2条第2項の規定による入札の執行後の公表（以下「事後公表」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 予定価格の事後公表の対象は、総務部契約検査管理課が契約を締結する工事等のうち、市長が適当と認めたものとする。

(事後公表の方法等)

第3条 市長は、予定価格を事後公表する場合、入札公告又は指名通知書に予定価格を事後公表とする旨を明記するものとする。

(積算内訳書の提出)

第4条 予定価格を事後公表する入札においては、入札参加者に対し、入札書の提出と同時に積算内訳書の提出を求めることができる。この場合において、入札参加者が積算内訳書を提出しないときは、その者の入札を認めないものとする。

(入札の執行)

第5条 岩見沢市契約規則（昭和45年規則第43号）第15条に規定する再度入札の回数は、原則として2回（電子入札の場合は、1回）までとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和 6年3月15日）

この要領は、令和 6年4月1日から施行する。

附 則（令和 7年3月26日）

この要領は、令和 7年4月1日から施行する。